

岩教新聞

岩
教
組
機
関
紙

岩手県教職員組合
盛岡市大通り1丁目1-16 電話 (019) 623-3305
iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.iwakyoso.gr.jp
発行人 佐藤 淳一 責任者 倉本祐太郎
印刷 (有)杜陵プリント社

学ぼう権利！使おう権利！④① 働くうえでのきまりを学ぼう～給特法の問題点③～

教員には、時間外勤務や休日勤務をした場合に割増賃金を支給しなければならないことを定めた、労基法37条が適用されないウッシ。

そのかわりに、教員には給特法が適用されるんだね。

教員の時間外勤務は、本来は「限定4項目」で、「臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」という歯止めがかけられているウッシ。

あれ？でも多くの学校では、限定4項目以外でも、臨時又は緊急のやむを得ない必要がなくとも、時間外に働いているよね。

給特法が形骸化して、歯止めがかからなくなっているウッシ。本来は「業務」とされるべき授業準備やテスト問題の作成なども、給特法がある限り教員の「自発的勤務」とされてしまうウッシ。

給特法は、今の超勤・多忙化の大きな原因になっているんだね。

超勤・多忙化の抜本的な改善のためには、給特法を廃止して、教員も時間外勤務手当制度に戻ることが不可欠ウッシ！

給特法の構造

<原則>
時間外勤務命令できない

<例外>
政令で定める基準に従い条例で定める場合に限り、例外的に時間外勤務命令できる。
(給特法6条1項)

限定4項目 =

- ①校外学習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

のいずれかであって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
(公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令)

日本教職員組合『Q&A 教職員の勤務時間』より

■給特法PRビデオ (youtube動画 約4分)



※この動画は岩教組ホームページからも見に行くことができます

INDEX

- ◆ 学ぼう権利！使おう権利！41 ①
- ◆ カリキュラムの自主編成とは何か考えよう！ ②③
- ◆ 2018本部書記局紹介・本部執行部体制 ④
- ◆ 2018支部書記長紹介・支部定期大会日程 ⑤
- ◆ 新しい仲間の紹介 江刺第一中分会 (県南支部) ⑥
- ◆ 差込 災害遺児奨学助成金